

## 兵庫県介護予防・生活支援員認定要領

### 1 目的及び趣旨

本要領は、市町における多様な主体の参画による日常生活の支援体制の構築を目的として、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 第 2 号に規定する基準又は市町の定める基準に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和 6 年厚生労働省告示第 168 号）第 2 の 4 (1) に規定する介護サービス事業者等以外の多様な主体について、一定の質を確保し、市町域を超えた住民主体の支援等多様なサービス体制の整備を支援するものである。

### 2 兵庫県介護予防・生活支援員

- (1) 県は、緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラム（以下「標準カリキュラム」という。）により、モデル的に実施する研修の全課程を修了した者を兵庫県介護予防・生活支援員と認定する。
- (2) (1) に認定する者に対して、兵庫県知事名による修了証（様式第 1 号）を交付する。
- (3) 県内市町等が主催し、標準カリキュラムと同等以上のカリキュラムと県が判断する研修の全課程を修了した者を兵庫県介護予防・生活支援員とみなす。
- (4) 但し、平成 28 年 9 月 30 日以前に、県内市町が実施を企画した研修については、標準カリキュラムと概ね同等以上の時間数及び実施内容を確保し、かつ、平成 29 年度以降の研修において、同等以上のカリキュラムで実施する場合に限り、経過的に、兵庫県介護予防・生活支援員とみなすこととする。
- (5) その他要領に定めのないものについては、県と市町の協議により個別に検討する。

#### 附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。